

農業だより

農業経営基盤強化促進法による所有権移転登記手続きについてのお詫び

農業者の皆様へ

この度、農業経営基盤強化促進法による所有権移転手続きの事務処理について誤りがあったことがわかりました。

農業経営基盤強化促進法による所有権移転手続きに係る登記については、「農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令」(昭和55年政令288号)により、所有権を取得した者の請求があるときは、市町村の囑託によることとされております。

本市においては、「やまがた農業支援センター」を介した所有権移転は事務局が登記手続きを行なっておりましたが、それ以外の所有権移転に関しては、誤った認識により、所有権を取得した方に司法書士等へ登記手続きを依頼し行うよう案内しておりました。そのため、登記に要する司法書士等への報酬については、所有権を取得した方の負担となっております。

法令等に対する理解が不足していたことにより、多くの農業者の方々にご迷惑をお掛けいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

現在、詳細については調査、確認中でございます。今後につきましては、このような事態を二度と起こさないよう、全職員で再発防止に取り組み、法令順守の認識を強め適正な事務の執行に努めてまいります。

この度は、誠に、申し訳ございませんでした。

令和4年7月1日

新庄市農業委員会会長 浅沼玲子

6月27日の大雨による被害の状況について

6月27日の大雨により、水路の水が田に溢れだし畦畔の一部が崩壊するなどの被害が確認されています。

保全会などで復旧作業を行っていただいている地区もありますが、被害の状況に応じた対応を検討していますので、農地(畦畔崩落、土砂混入等)、農業用水路、農機具、農作物等への被害があった場合は、農林課又はJ A、土地改良区にお知らせください。

【担当】新庄市農林課 電話：0233-29-5837

農業者年金現況届を大至急ご提出ください！！

5月末頃に農業者年金基金から受給権者に送付された現況届の提出期限が6月30日(木)までとなっておりますので、未提出の方は大至急、市農業委員会にご提出ください。

なお、現況届を提出されなかった場合、農業者年金が差し止めになりますのでご注意ください。

経営移譲年金(特例付加年金)を受給されている方へ

経営移譲年金を受給している方が提出する現況届には右のような質問があります。すべての質問に回答して提出して下さい。回答に一つでも「はい」があれば支給停止の可能性がありますのでお気をつけください。

※1について、後継者の農作業手伝いは支給停止になりません。

※2について、担い手への利用集積や農地中間管理機構へ貸しても支給停止になりません。

※3について、建物共済は含みません。

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなたご自身について、以下の1~6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください		
1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

スマート農業に関する講演会を開催します！！

1. 日時 令和4年7月29日(金) 13:30から

2. 会場 市民プラザ大ホール

3. 内容

(1) 講演内容

基調講演 演題 「農業分野における通信・クラウド技術の展望について」

講師 秋田県立大学 科学技術学部経営システム工学科

教授 鈴木 一哉 氏

※パネルディスカッションもあります。

※新規就農者や若手農業者等にお勧めの内容です。

持ち物 筆記用具

参加費 無料

定員 15名

申込締切 7月22日(金)

4. 申し込み及び問い合わせ先

主催：最上地方農業委員会協議会

【担当】新庄市農業委員会事務局 電話：0233-29-5839

クマにご注意ください！

今年は各地で例年以上にクマによる人身被害が多発しています。
農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意下さい。

(1) 農作業を行う際に注意すべき事項

- ・作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行うこと。
- ・頻繁にクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

(2) 誘引物の除去

- ・クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等の適切な処理。
- ・農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- ・クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。

(農林水産省作成リーフレットより抜粋)

クマを目撃、または痕跡を発見した場合は、速やかに市環境課、または警察署へご連絡の上、近隣住民の方々へのお声掛けをお願いします。

【担当】新庄市環境課 電話：0233-29-5826

農地パトロール実施のお知らせ

新庄市農業委員会では、遊休農地の解消と発生防止を図るため、毎年7～8月に『農地パトロール』を実施し、遊休農地の所有者の方に、営農再開や草刈り等の管理をしていただくようお願いしています。調査員が伺った際は、ご協力をお願いします。

また、農地パトロールの結果に基づき、遊休農地の所有者の方に『遊休農地に係る利用意向調査』が送付される場合があります。これは、遊休農地の利用について所有者の方の意向をお尋ねするもので、農地法に定められた調査です。併せてご協力をお願いします。

遊休農地は、雑草や害虫の発生で周辺に迷惑となるばかりでなく、不法投棄を招く恐れもあります。

高齢者の方など、自らの管理が難しい方は、農地中間管理機構への貸し付けもご検討ください。

【担当】新庄市農業委員会事務局 電話：0233-29-5839

「農薬」の使用による「ミツバチ」の被害を防ぎましょう

〈農薬使用者のみなさまへ〉

- 農薬使用に当たっては、近隣のミツバチ飼育の有無を確認しましょう。
※ミツバチ飼育の情報は、山形県農林水産部畜産振興課または最上総合支庁農業振興課にお問い合わせください。
- ミツバチ飼育者に対して、農薬散布の情報（散布時期、散布時間帯、薬剤の種類・名称など）を事前に提供しましょう。
- 使用農薬の「ミツバチ」に関する注意事項を確認し記載事項を遵守しましょう。

お問合せは

- ミツバチ飼育に関すること：最上総合支庁農業振興課（0233-29-1318）
- 農薬、防除に関すること：山形県農林水産部農業技術環境課（023-630-3419）

「令和4年度 さくらんぼ品評会」の結果について

令和4年6月24日、最上管内で生産された「佐藤錦」を対象に、ヤマザワ新庄店にて品評会が開催されました。

※審査項目…外観・品質（着色、粒揃い）、病虫害、障害（うるみ、裂果）

- 出品点数 18点（1kg 裸詰め L…3点、2L…14点、3L…1点）
- 糖度 平均糖度 19.7%、最高糖度 23.8%
- 品評会入賞者（新庄市）

優秀賞	加藤 大地	さん	出品階級	L
優良賞	井上 孝夫	さん	出品階級	2L
	大内 和也	さん	出品階級	2L

